

ご存知でしたか？ 処罰の対象になることを…

消防の予防業務は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、被害を軽減することを主な目的としています。

消防法第4条において「立入検査」を実施できる権限が定められており、正当な理由がなくこれを拒否した場合は罰則の適用となります。

01 立入検査の実施

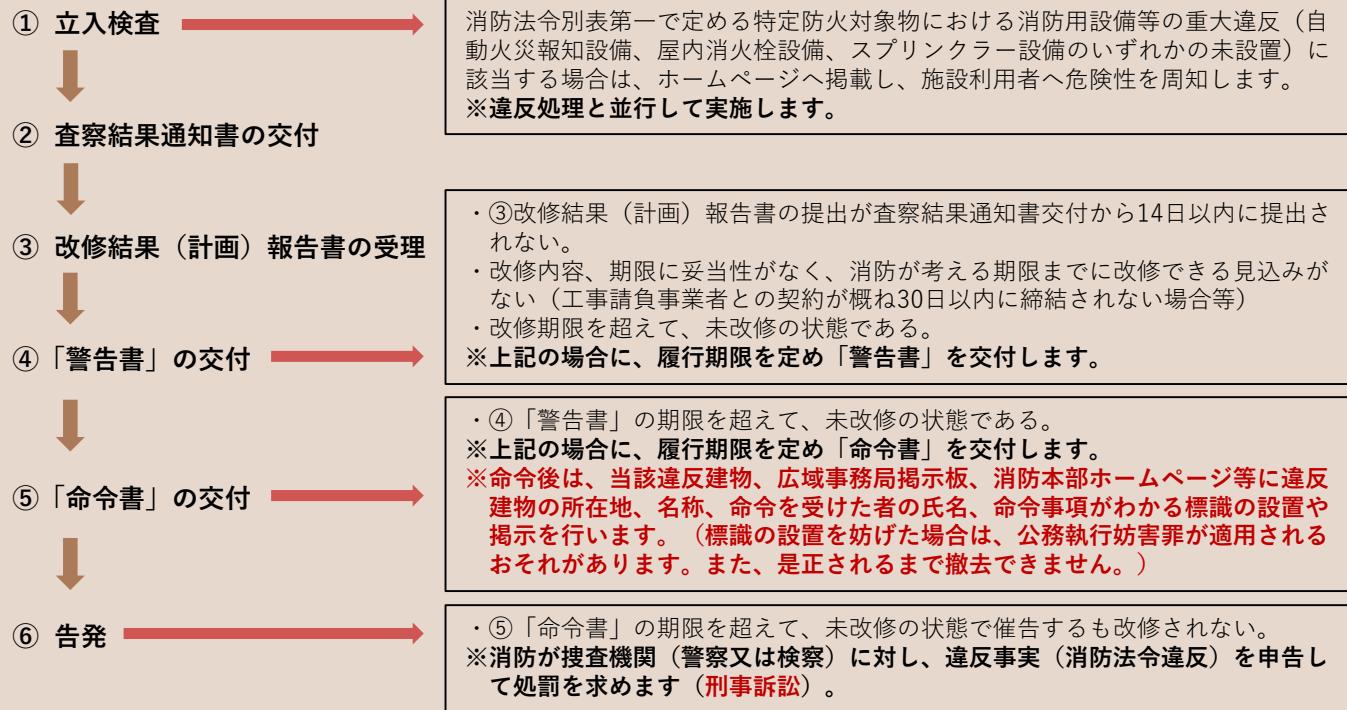
消防法第4条に基づき、防火対象物へ立入検査を実施します。正当な理由なく拒否すると罰則が適用されることがあります。

02 違反の覚知と通知

消防法令違反を発見した場合、関係者（所有者、管理者、占有者）に通知し、自発的な是正を促します。

03 違反処理の実施

是正が見られない場合、違反の程度や危険性を勘案して「警告」、「命令」、「告発」等を発動します。



重要な罰則規定

消防法第17条の4違反（消防設備等の未設置）

消防法第41条により、**1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金**が科されます。

特定防火対象物とは

防火対象物は、「不特定多数の人が集まるかどうか」、「火災時に避難が困難かどうか」によって「特定用途」と「非特定用途」の二種類に分けられます。

特定用途は、不特定多数の人が出入りする用途の建物のことです。

特定防火対象物の例

- ・集会場
- ・遊技場
- ・コンビニエンスストア
- ・物品販売店舗
- ・飲食店
- ・ホテル
- ・病院
- ・福祉施設
- など

関係者からよくあるご質問

Q. 防火管理者の資格を取りたいのですがどうしたらいいですか？

A. 茨城県のホームページで案内されている県内各地で開催される、又は一般財団法人日本防火・防災協会が主催する「防火・防災管理講習」を受講してください。

1

茨城県 各種試験・講習会（危険物取扱者、防火・防災管理者関係）のご案内

https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shobo/shobo/info/siken_annai.html



一般社団法人 日本防火・防災協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16
日本消防会館 8階
https://www.boukabousai.jp/hp/lec_info/index.html



2

Q. 消防用設備等の新設・改修・点検をしたいので消防設備業者を紹介してください。

A. 当消防本部にて紹介は行っておりません。一般社団法人茨城県消防設備協会のホームページ上の「表示登録会員名簿」を参照していただくか、当協会に直接お問い合わせください。

一般社団法人 茨城県消防設備協会

〒310-0063 茨城県水戸市五軒町1丁目4番 19号 (茨城県酒造会館内)
TEL: 029 (226) 9611
<https://www.i-ssk.or.jp/society/display-member-2>



3

Q. 資金がないので消防用設備等の設置・改修ができません。どうしたらいいですか？

A. **資金難を理由に未設置・未改修で良いとはなりません**（過去に判例があります）。施設利用者・付近住民の安全を第一に考え、必ず改修してください。

国からの通知で、「消防用設備等の設置に係る金融上の措置について」情報提供がありました。融資に関する詳細は、下記のリンクをご確認ください。

融資に関するお問い合わせ先

総務省消防庁

消防用設備等の設置に関する
国の支援制度についての情報
を提供しています。
<https://www.fdma.go.jp/>



株式会社日本政策金融公庫

中小企業向けの融資制度を提供
し、消防設備の設置・改修をサ
ポートします。
<https://www.jfc.go.jp/>



独立行政法人福祉医療機構

福祉施設や医療施設向けの融資
制度を提供しています。
<https://www.wam.go.jp/hp/>

